

学校施設有効活用事業
再開の手引き
(学校施設開放運営委員会用)

川崎市教育委員会事務局生涯学習推進課

令和2年7月14日

1 再開に向けた基本的な考え方

学校施設有効活用事業（学校施設開放）については、感染拡大防止の観点から、これまで利用を中止してまいりましたが、再開に向けた「学校施設有効活用事業再開の手引き（学校施設開放運営委員会用）」を作成しました。この手引きは、「学校施設有効活用事業実施の手引き（令和2年1月改訂）」と併せて御活用ください。

学校施設開放は、学校教育に支障のない範囲での開放を原則としており、児童・生徒の健康と安全、学校生活の安定を前提に、施設開放に関わる方々の健康と安全、周辺地域の方々への配慮を行いながら、再開の準備を進めていく必要があります。

現在、学校は、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、相当の長期にわたってウイルスと共存していかざるを得ないという認識に立ち、実施可能な教育活動を段階的に開始していくことで、子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を可能な限り図っていくという基本的な考え方に基づき、運営されています。児童・生徒又は教職員が感染した場合、原則当該校は臨時休業となるほか、学校行事の精選、異学年交流の見直し、特別教室の利用抑制、部活動の段階的实施等が定められています。（17頁参照）

学校施設開放についても、学校を利用する地域の方々の健康や安全面はもとより、児童・生徒の学校生活の状況などに配慮しながら、十分な感染症対策のもと、円滑な利用につなげていくため、感染防止に向けた新たなルール等を学校ごとに定めた上で、実施可能な活動を再開していくことが必要となります。

再開の準備を進めるにあたり、各学校によって開放している施設、運営委員会や利用調整会議の持ち方などに違いがあり、同一条件での一斉再開は実情に即していないと考えられることから、まずは学校と、再開の時期、開放施設、利用条件等を確認・検討していただき、「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避した上で学校施設開放運営委員会を開催してくださいますようお願いいたします。

「3つの密」を徹底的に避けることや、「人と人との間隔の確保」「マスクの着用」「手洗い」などの基本的な感染症対策を継続し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」への移行が求められる中、学校・地域・本事業に関わるすべての皆様の安全・健康を守りながら事業を再開し、継続していくために、引き続き、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、この手引きは、国や県等の情報や感染状況を踏まえ、更新する場合があります。

新型コロナウイルス感染症の集団感染を防ぐために、
次の3つの事項を徹底することが重要であるとされています。

- 1 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- 2 多くの人が手の届く範囲に集まらないための配慮
- 3 近距離での会話や大声での発生をできるかぎり控える

2 再開の目安

学校が夏休みに入る **8月1日（土）以降、準備の整った学校施設から、順次再開**してください。学校ごとに学校運営の状況が異なること、感染症対策に向けた新たな利用ルール等を定めていただく必要があることから、次の手順で準備をお願いします。

再開に向けた流れ	教育委員会に提出する書類 ※これまでの提出書類も、引き続き提出が必要です。
① 学校との調整 3頁～6頁参照 ・学校施設開放運営委員会の開催に向けて学校と打合せ ・再開日、開放施設、感染症対策等の確認・検討 ※校庭、体育館、特別教室のそれぞれについて、段階的な開放を検討するなど、学校の運営状況を十分に踏まえた上で、調整を行ってください。 ② 運営委員会の開催 6頁参照 ・①で学校と打合せした内容について、運営委員会を開催し、再開日を決定 ※参加者全員の健康チェックを事前に行い、参加者名簿を作成してください（書式自由）。	
③ 教育委員会への再開計画書の提出 6頁参照 ・教育委員会事務局生涯学習推進課に「川崎市立学校施設開放再開計画書」（11頁）を提出 ※校庭、体育館、特別教室のうち、いずれか1カ所でも開放が決定した場合、すみやかに提出をお願いします。	・「川崎市立学校施設開放再開計画書」（11頁） ◎提出〆切： 再開日が決定した段階で、すみやかに提出してください。
④ 利用団体への連絡・提出書類のとりまとめ 6頁～8頁参照 ・利用を希望する団体に「学校施設開放における感染症対策（確認書）」（12頁）の提出依頼 ・①・②で決定した学校ごとのルールの周知 ・「健康チェック表」（14頁）による健康状態の確認手順の周知 ・活動当日の名簿作成・保管（少なくとも1カ月）の依頼 ・「学校施設開放利用報告書【感染症対策用】（様式4）」（16頁）の提出依頼 ※必要に応じて利用調整会議を開催	・「学校施設開放における感染症対策（確認書）」（12頁） ◎提出〆切： 再開後、初めて利用する日まで ※すべての団体の提出が必要です。 ※3月26日付けで依頼した「学校施設開放における感染症対策について」については提出不要です。
⑤ 学校施設開放の再開 ・「学校施設開放利用報告書【感染症対策用】（様式4）」（16頁）の受理・保管 ※「学校施設有効活用報告書（様式5）」を作成	・「学校施設有効活用報告書（様式5）」 ◎提出〆切：翌月15日まで

3 学校との調整（再開に必要な条件の協議・確認）

学校と相談し、学校施設開放運営委員会の開催に向けた準備を進めてください。

本事業は、学校教育に支障のない範囲で実施することが前提ですので、各学校の再開後の状況を踏まえ、必要な検討・調整をお願いします。併せて、教育委員会への提出書類等の確認をお願いします。

以下、必要と思われる主な検討の視点をまとめましたので、参考にしてください。

(1) 検討・確認を行う項目

ア 施設の利用に関すること

- ☐ 各学校における学校教育の状況や学校からの要望等の確認・共有
- ☐ いつから再開できるか。
- ☐ どの施設を開放できるか。

※校庭、体育館、特別教室のそれぞれについて、段階的な開放を検討するなど、学校の運営状況を十分に踏まえた上で調整を行ってください。

※「3つの密」を防ぐための適正人数、使用前と使用後の消毒方法など、感染症対策の視点で確認をお願いします。

- ☐ 校庭

※夜間校庭開放については、昼間の校庭開放の再開以降の開始としてください。

- ☐ 体育館

※近距離で組みあったり接触したりする場面が多い競技や音楽活動（吹奏楽、合唱等）などについては、活動内容の工夫や変更を行っていただく必要があります。

- ☐ 特別教室

※近距離で組みあったり接触したりする場面が多い競技や音楽活動（吹奏楽、合唱等）などについては、活動内容の工夫や変更を行っていただく必要があります。

※その他、窓やドアを開放できないなど、換気の悪い部屋の利用を控えるなど検討をお願いします。

- ☐ その他（ ）

※共用部分、水道場、トイレなど

- ☐ 利用可能日・利用可能時間帯は通常どおりでよい。

- ☐ 開放施設ごとに、どのような感染症対策が必要か。 ※消毒、換気等

イ 消毒に関すること

- ☐ 設備・備品の消毒方法の検討

活動前と活動後に各利用団体による消毒が必要となります（消毒液は団体で用意するものとします）。消毒は、各団体が利用時間内に行う必要があります。

※どのように消毒を行うか。（消毒箇所・消毒方法等は、各学校の対応に準じます）。

- ☐ 校庭
- ☐ 体育館
- ☐ 特別教室

- ☐ その他（ ）
※共用部分、水道場、トイレなど

ウ 新たな利用のルールや利用条件等に関すること

再開にあたり、利用を希望する団体は、「学校施設開放における感染症対策（確認書）」（１２頁）の提出が必要となります。

この確認書は、国のガイドライン等を踏まえて作成したもので、全開放施設共通の利用条件となります。記載内容を確認の上、各学校の開放状況や施設の特性等を踏まえ、各運営委員会において、追加が必要なルールやマナー等の検討をお願いします。

☐ 感染症対策のために必要な新たなルールやマナーの検討

- ☐ 利用全般に関わること
☐ 各施設ごとに必要となること
☐ 校庭
☐ 体育館

※近距離で組みあったり接触したりする場面が多い競技や音楽活動（吹奏楽、合唱等）などについては、活動内容の工夫や変更を行っていただく必要があります。

☐ 特別教室

※近距離で組みあったり接触したりする場面が多い競技や音楽活動（吹奏楽、合唱等）などについては、活動内容の工夫や変更を行っていただく必要があります。

※その他、窓やドアを開放できないなど、換気の悪い部屋の利用は控えるなど検討をお願いします。

- ☐ その他（ ）
※共用部分、水道場、トイレなど

☐ これまで貸し出しを行っていた用具を引き続き貸し出せるか

- ☐ 用具ごとの確認
☐ 使用前と使用後の用具の消毒の方法
☐ その他（ ）

エ 周辺地域への配慮に関すること

窓を開けての利用の際は、外部への音漏れに注意するなど、感染症対策を講じた場合に必要となる新たな配慮や利用ルールの再確認をお願いします。

- ☐ 利用ルールの再確認
☐ 地域の不安を招かない利用のあり方
☐ その他（ ）

オ 運営委員会や利用調整会議に関すること

☐ 運営委員会の開催をどうするか。

- ☐ 開催時期、方法、代替手段の検討など
※学校の運営状況を踏まえ、検討してください。

※手洗い・咳エチケット等基本的な感染症対策を呼び掛け、「3つの密」を避けて実施してください。

※参加者全員の健康チェックを事前に行い、氏名及び緊急連絡先を記載した参加者名簿を作成してください（書式自由）。

□ **利用調整会議の開催をどうするか。**

- 開催時期、方法、代替手段の検討など

※学校の運営状況を踏まえ、検討してください。

※手洗い・咳エチケット等基本的な感染症対策を呼び掛け、「3つの密」を避けて実施してください。

※参加者全員の健康チェックを事前に行い、氏名及び緊急連絡先を記載した参加者名簿を作成してください（書式自由）。

カ 開放管理者および開放指導員の役割の再確認

再開に向けて、感染症対策の徹底が必要となるため、これまでにない対応が見込まれます。再開前に、対応の手順や協力体制などの検討をお願いします。

併せて、開放管理者や開放指導員の職務中の健康・安全対策も検討してください。

(7) 開放管理者

管理者の職務は、要綱に次のとおり定められていますので、再開に向けてどのように取り組むか、健康・安全対策を含め、確認をお願いします。

- 学校施設の有効活用に伴う施設・設備の管理
- 開放指導員の指導
- 運営委員会が行う有効活用事業に係る事務の執行及び学校との連絡調整

(イ) 開放指導員

指導員の職務は、要綱に次のとおり定められていますので、再開に向けてどのように取り組むか、健康・安全対策を含め、確認をお願いします。

- 開放管理者及び利用団体との連絡・調整
- 利用団体への利用規則の周知徹底
- 有効活用に伴う鍵等の引渡し・受領又はその援助
- 設備・用具の保管・貸出し・復元及び施設・設備の破損等の確認
- 利用報告書の集計、月別報告書の作成、提出
- 運営委員会への出席報告
- その他開放管理者の指示する職務

(2) 必要となる消耗品等の確認・購入

運営委員会による事業の運営に必要な消耗品等を確認してください。

- 手指消毒用アルコール（会議開催用）
- 消毒液（会議開催前と開催後の設備等の消毒用）

※利用再開後は、活動前と活動後に各利用団体による消毒が必要となりますが、

消毒液は団体に用意するものとします。

☐ その他（ ）

4 運営委員会の開催（再開に必要な条件の協議・確認）

学校と相談した内容や、各学校の再開後の状況を踏まえて行ってください。併せて、教育委員会への提出書類等の確認をお願いします。（9頁参照）

※手洗い・咳エチケット等基本的な感染症対策を呼び掛け、「3つの密」を避けて実施してください。

※当日は開始前に健康チェック表（14頁）の8項目に該当するものはないか全員が確認を行い、ひとつでも該当するものがある場合は参加を見合わせてください。

※当日参加した方の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成してください（書式自由）。

※名簿については教育委員会への提出は不要ですが、必要に応じて所管の保健所等の公的機関に報告していただく場合がありますので、その旨を参加者に周知し、少なくとも1カ月、運営委員会で保管してください。

5 教育委員会への再開計画書の提出

「川崎市立学校施設開放再開計画書」（11頁）を作成の上、教育委員会生涯学習推進課まで提出をお願いします。

※校庭、体育館、特別教室のうち、いずれか1カ所でも再開日が決定した場合、すみやかに提出をお願いします。

※未開放施設がある場合は、再開日が決まり次第、再提出をお願いします。

6 利用団体への連絡・提出書類のとりまとめ

教育委員会へ「川崎市立学校施設開放再開計画書」の提出後、次のとおり団体に連絡を行い、提出書類のとりまとめをお願いします。また、必要に応じて利用調整会議を開催してください。

※手洗い・咳エチケット等基本的な感染症対策を呼び掛け、「3つの密」を避けて実施してください。

※当日は開始前に健康チェック表（14頁）の8項目に該当するものはないか全員に確認を行い、ひとつでも該当するものがある場合は参加を見合わせてください。

※当日参加した方の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成してください（書式自由）。

※名簿については教育委員会への提出は不要ですが、必要に応じて所管の保健所等の公的機関に報告していただく場合がありますので、その旨を参加者に周知し、少なくとも1カ月、運営委員会で保管してください。

(1) 利用調整会議日、再開日、利用条件等の連絡

- ☐ 利用調整会議日、再開日、利用時間帯、開放する施設など
- ☐ 「学校施設開放における感染症対策（確認書）」（12頁）の提出について
- ☐ 各学校ごとに必要な新たな利用ルール・マナーなど
- ☐ その他（ ）

(2) 必要書類の作成・提出依頼

感染症対策のため、次のとおり書類の作成が必要となりますので、団体への周知等をお願いします。

ア 「学校施設開放における感染症対策（確認書）」（12頁）

☐ 教育委員会への送付

※利用を希望する全ての団体の提出が必要です。

※利用を希望する団体に提出を依頼し、各団体が再開後初めて利用する日までに教育委員会に届くよう、速やかに送付してください。

※3月26日付けで依頼した「学校施設開放における感染症対策について」については提出不要です。

イ 学校敷地内に入る全員の方の参加前の「健康チェック」の依頼

☐ 参加前の健康チェック実施の周知徹底

次のとおり説明してください。

- ・「健康チェック表」（14頁）による活動当日の健康チェックを依頼し、ひとつでも該当があった方は当日の来校を見合わせてください。
- ・「健康チェック表」は国のガイドライン等を踏まえ作成したものです。
- ・検温及び健康チェックは、登校前に児童・生徒も毎日必ず実施し、登校の可否を判断しており、同様の対応が必要となります。
- ・団体代表者（当日の責任者の方）は当日の活動に先立ち、応援、見守り、送迎を含む学校敷地内に入る全員の方の「健康チェック表」の確認をしてください。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、「健康チェック表」は、各自利用最終日から少なくとも1カ月保管してください。

ウ 報告書の提出・参加者名簿の作成依頼

☐ 報告書の提出

「学校施設開放利用報告書（様式4）」（16頁）を変更しています。再開後は【感染症対策用】の様式の利用を徹底してください。

<変更点>「その他（連絡事項）」の欄に感染症対策のチェック項目を追加しました。

☐ 当日の参加者名簿の作成依頼

- ・当日活動に参加した方（応援、見守り、送迎を含む学校敷地内に入る全員の方）の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿の作成を依頼してください（書式自由）。

- ・名簿については、教育委員会への提出は不要ですが、万が一の場合には、所轄の保健所等の公的機関に報告していただく場合がありますので、その旨を事前に利用団体へ周知してください。また、名簿は利用後少なくとも1カ月、団体で保管するよう依頼してください。

7 事業再開

- ・事業の継続に向けて、学校の運営状況の確認、利用団体との情報共有や利用ルール・マナーの定期的な確認をお願いします。
- ・運営委員会の皆様も、御自身の健康と安全に配慮しながら御対応ください。
- ・今後の状況に応じ、学校毎または全市一斉に臨時休業措置がとられた場合には、学校施設開放についても利用中止となりますので、よろしくお願いします。

8 感染症発生時の連絡手順等について

新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合は、医療機関の主治医もしくは区役所衛生課（保健所支所）から、本人に検査結果が伝えられます。

(1) 連絡手順

- ・利用後2週間以内に、利用団体に感染者等（感染の疑い、濃厚接触含む）が発生したことが判明した場合
⇒利用団体の代表者から学校及び教育委員会の順でただちに連絡をお願いします。
※運営委員会には、学校から連絡します。
- ・運営委員会メンバーに感染者等（感染の疑い、濃厚接触含む）が発生したことが判明した場合
⇒学校及び教育委員会にただちに連絡をお願いします。
- ・連絡の際は個人のプライバシーに十分配慮してください。

(2) 利用や活動の中止

- ・感染者等（感染の疑い、濃厚接触含む）が利用した施設の開放をただちに中止し、運営委員会からすべての団体へ利用中止の連絡を行ってください。
※利用再開の日程は協議の上決定するものとします。
- ・消毒については調整の上、生涯学習推進課から学校及び運営委員会へ連絡します。
- ・感染者等（感染の疑い、濃厚接触含む）が発生した利用団体については、濃厚接触者が特定されるまでの間、活動を中止します。

新たに必要となる書類等一覧

1 川崎市立学校施設開放再開計画書（書式 1 1 頁）

作成の上、教育委員会に提出

「川崎市立学校施設開放再開計画書」を作成の上、教育委員会生涯学習推進課まで提出をお願いします。

※校庭、体育館、特別教室のうち、いずれか 1 カ所でも再開日が決定した場合、すみやかに提出をお願いします。

※未開放施設がある場合は、再開日が決まり次第、再提出をお願いします。

2 学校施設開放における感染症対策（確認書）（書式 1 2 頁）

取りまとめの上、教育委員会に提出

・未提出の団体は、施設の利用はできません。

※利用を希望する全ての団体の提出が必要です。

※利用を希望する団体に提出を依頼し、各団体が再開後初めて利用する日までに教育委員会に届くよう、速やかに送付してください。

※3 月 26 日付で依頼した「学校施設開放における感染症対策について」については提出不要です。

3 健康チェック表（書式 1 4 頁）

学校敷地内に入る全員の方が来校前に確認の上、各自少なくとも 1 カ月保管

- ・利用当日の来校前に、応援、見守り、送迎を含む学校敷地内に入る全員の方が各自健状態を確認し、活動の可否を確認するためのチェック表です。
- ・ひとつでも該当があった方は、来校を見合わせていただくよう説明をお願いします。
- ・団体代表者（当日の責任者の方）は当日の活動に先立ち、応援、見守り、送迎を含む学校敷地内に入る全員の方の「健康チェック表」の確認をしてください。
- ・この健康チェック表は、各自利用最終日から少なくとも 1 カ月保管してください。
- ・利用団体及び運営委員会によるとりまとめは不要です。

4 参加者名簿（書式自由）

団体で作成の上、団体で少なくとも 1 カ月保管

- ・当日活動に参加した方（応援、見守り、送迎を含む学校敷地内に入る全員の方）の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿の作成を依頼してください。
- ・名簿については、教育委員会への提出は不要ですが、万が一の場合には、所轄の保健所等の公的機関に報告していただく場合がありますので、名簿は利用後少なくとも 1 カ月、団体で保管するよう依頼してください。

5 学校施設開放利用報告書【感染症予防対策用】（様式 4）（書式 1 6 頁）

団体で作成の上、運営委員会に提出

・「学校施設開放利用報告書（様式 4）」を変更しています。再開後は【感染症対策用】の様式の利用を徹底してください。

＜変更点＞「その他（連絡事項）」の欄に感染症対策のチェック項目を追加しました。

参考資料

- 1 各種様式類
 - ・「川崎市立学校施設開放再開計画書」
 - ・「学校施設開放における感染症対策（確認書）【提出用】」
 - ・「学校施設開放における感染症対策（確認書）【団体（控）】」
 - ・「健康チェック表」
 - ・「学校施設開放 参加者名簿」
 - ・「学校施設開放利用報告書（様式4）【感染症対策用】」
- 2 報道発表資料「市立学校の再開について（令和2年5月21日時点）」
- 3 新型コロナウイルス対策「身のまわりを清潔にしましょう」（厚生労働省・経済産業省）
- 4 新型コロナウイルス対策「ご家庭にある洗剤を使って身近なものの消毒をしましょう」（経済産業省・独立行政法人 製品評価技術基盤機構）
- 5 「感染症対策へのご協力をお願いします」（首相官邸・厚生労働省）
- 6 「スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について」（公益財団法人日本スポーツ協会）
- 7 利用団体用「学校施設有効活用事業利用の手引き～新型コロナウイルス感染症対策編」

※各種様式類は、川崎市教育委員会ホームページからもダウンロードできます。

生涯学習推進課 地域教育・寺子屋事業推進当
電話 200-3309
メール：88syogai@city.kawasaki.jp

川崎市立学校施設開放再開計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

川崎市立 _____ 学校
学校施設開放運営委員会
委員長

次のとおり報告します。

開 放 施 設	再 開 日	通常の開放時と異なる点 (開放の時間帯など)
校 庭	☐ 月 日 () ~ ☐ 未 定	
体 育 館	☐ 月 日 () ~ ☐ 未 定	
特 別 教 室 施設名 ()	☐ 月 日 () ~ ☐ 未 定	
特 別 教 室 施設名 ()	☐ 月 日 () ~ ☐ 未 定	
特 別 教 室 施設名 ()	☐ 月 日 () ~ ☐ 未 定	

※校庭、体育館、特別教室のうち、いずれか1カ所でも再開日が決定した場合、すみやかに提出をお願いします。

※未開放施設がある場合は、再開日が決まり次第、再提出をお願いします。

(提出先：学校施設開放運営委員会→教育委員会事務局生涯学習推進課)

学校施設開放における感染症対策(確認書)

学校施設開放の再開にあたり、健康・安全に配慮し、感染症対策を講じた上で活動していただく必要がありますので、以下の項目を御確認いただき、団体名等を記入の上、御提出ください。

1 施設利用に伴う必要事項

- (1) 学校敷地内に入る全員が、活動当日に「健康チェック表」による確認を行い、該当する項目がひとつでもあった利用予定者は、来校を見合わせるよう徹底します。
- (2) 代表者は、全員の健康チェック状況について、活動開始前に確認を行います。
※「健康チェック表」は、各自利用最終日から少なくとも1カ月保管してください。
- (3) 代表者は、「学校施設開放利用報告書【感染症対策用】(様式4)」を提出します。
- (4) 代表者は、当日活動に参加した全員の名簿(氏名、緊急連絡先)を作成の上、少なくとも利用後1カ月保管し、万が一感染が発生した場合は保健所等の公的機関に協力し情報提供を行います。
- (5) 代表者は、団体内に施設の利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染者等(感染の疑い、濃厚接触含む)が判明した場合は、学校及び教育委員会へ速やかに報告します。

2 施設利用上の基本的な対策

- (1) 開放管理者及び開放指導員の指導に従い、感染症対策を講じた上で、適切に利用します。
- (2) 消毒液を持参し、活動前と活動後に家事用手袋を着用の上、各学校の対応に準じ、施設(ドアノブ、手すり、スイッチ等)、机、椅子などの備品・用具の消毒を適切に行います。また、消毒は、利用時間内に行います。
- (3) 水道場やトイレなど、特に衛生面での注意が必要な場所の使用については、学校及び学校施設開放運営委員会の方針に基づき適切に対応します。
- (4) ゴミの持ち帰りを徹底し、用具等の置き忘れのないよう、退出時の確認を徹底します。

3 活動上の基本的な対策

- (1) 活動に際し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底します。
- (2) マスク着用のうえ来校し、活動時もマスクを着用します(スポーツ活動中は除く)。
- (3) 活動に必要な用具は持参します。
- (4) 窓またはドアの常時開放または定期的な開放など、換気を徹底します。
- (5) 近距離での会話や大きな声での発声・応援等飛沫の飛散を極力避けて活動します。
- (6) 利用者同士の距離(おおむね1～2m。できるだけ2m以上)を確保します(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)。また、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い競技や音楽活動(吹奏楽、合唱等)については、活動内容の工夫や変更を行います。
- (7) 運動・スポーツを行う場合は、活動中の呼気の影響を避ける位置取りなどの工夫を行うとともに、タオルの共用、水分補給の際の回し飲み等を避けて活動します。

川崎市教育委員会 宛

上記の項目を踏まえ、感染症対策を講じて活動を行います。

年 月 日 学 校 名 川崎市立 学校

団 体 名 _____

代表者名 _____

学校施設開放における感染症対策（確認書）

1 施設利用に伴う必要事項

- (1) 学校敷地内に入る全員が、活動当日に「健康チェック表」による確認を行い、該当する項目がひとつでもあった利用予定者は、来校を見合わせるよう徹底します。
- (2) 代表者は、全員の健康チェック状況について、活動開始前に確認を行います。
※「健康チェック表」は、各自利用最終日から少なくとも1カ月保管してください。
- (3) 代表者は、「学校施設開放利用報告書【感染症対策用】（様式4）」を提出します。
- (4) 代表者は、当日活動に参加した全員の名簿（氏名、緊急連絡先）を作成の上、少なくとも利用後1カ月保管し、万が一感染が発生した場合は保健所等の公的機関に協力し情報提供を行います。
- (5) 代表者は、団体内に施設の利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染者等（感染の疑い、濃厚接触含む）が判明した場合は、学校及び教育委員会へ速やかに報告します。

2 施設利用上の基本的な対策

- (1) 開放管理者及び開放指導員の指導に従い、感染症対策を講じた上で、適切に利用します。
- (2) 消毒液を持参し、活動前と活動後に家事用手袋を着用の上、各学校の対応に準じ、施設（ドアノブ、手すり、スイッチ等）、机、椅子などの備品・用具の消毒を適切に行います。また、消毒は、利用時間内に行います。
- (3) 水道場やトイレなど、特に衛生面での注意が必要な場所の使用については、学校及び学校施設開放運営委員会の方針に基づき適切に対応します。
- (4) ゴミの持ち帰りを徹底し、用具等の置き忘れのないよう、退出時の確認を徹底します。

3 活動上の基本的な対策

- (1) 活動に際し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底します。
- (2) マスク着用のうえ来校し、活動時もマスクを着用します（スポーツ活動中は除く）。
- (3) 活動に必要な用具は持参します。
- (4) 窓またはドアの常時開放または定期的な開放など、換気を徹底します。
- (5) 近距離での会話や大きな声での発声・応援等飛沫の飛散を極力避けて活動します。
- (6) 利用者同士の距離（おおむね1～2m。できるだけ2m以上）を確保します（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。また、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い競技や音楽活動（吹奏楽、合唱等）については、活動内容の工夫や変更を行います。
- (7) 運動・スポーツを行う場合は、活動中の呼気の影響を避ける位置取りなどの工夫を行うとともに、タオルの共用、水分補給の際の回し飲み等を避けて活動します。

上記の項目を踏まえ、感染症対策を講じて活動を行います。

◎ この確認書は団体（控）です。

◎ 提出用の確認書は、学校施設開放運営委員会に提出してください。

～感染症対策を講じながら活動していただくために、活動前に健康チェックをお願いします～

健康チェック表

◎活動日当日、下記の１～８の項目に該当がないか確認の上、表に記入してください。

◎下記の１～８の項目に該当がなければ、団体代表者の方に提示してください。

◎下記の１～８の項目に、ひとつでも該当する項目があった場合は、来校を見合わせてください。

- １ 37.5℃以上の発熱または平熱比1℃超過
- ２ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ３ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ４ 嗅覚や味覚の異常
- ５ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ６ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触
- ７ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ８ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

活 動 日	体 温	上記 1～8 について該当の有無	団体確認
月 日（ ）	℃	あり ・ なし	
月 日（ ）	℃	あり ・ なし	
月 日（ ）	℃	あり ・ なし	
月 日（ ）	℃	あり ・ なし	
月 日（ ）	℃	あり ・ なし	
月 日（ ）	℃	あり ・ なし	
月 日（ ）	℃	あり ・ なし	

川崎市立 _____ 学校

団体名 _____ 氏名 _____

◎万が一感染が発生した場合に備え、「健康チェック表」は、各自利用最終日から少なくとも1カ月保管してください。

学校施設開放 参加者名簿

学校名 _____ 学校

利用場所 _____

団体名 _____

☆ 利用日と出欠席○×を記入 ☆

	参加者氏名	緊急連絡先	利用日	利用日	利用日	利用日	利用日
			/	/	/	/	/
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※応援・見守り・送迎を含む学校敷地内に入る全員を記入してください。

※万が一感染が発生した場合に備え、利用最終日から少なくとも1カ月保管してください。

(様式4)

開放管理者	運営委員長

年 月 日

学校施設開放利用報告書

(宛先) 川崎市立 学校

学校施設開放運営委員会

利用団体名

代表者氏名

電話(自宅)

緊急連絡先

次のとおり、学校施設を利用しましたので、報告いたします。

利用施設	☐ 体育館 ☐ 校庭 ☐ 特別教室() ☐ 夜間校庭					
利用日時	年 月 日 (曜日) 時 ~ 時					
利用内容						
利用人員	幼 児	小学生	中学生	一 般	計	備考
学校用具の使用状況等	☐ 使用した (使用した用具類) _____ ☐ 使用しない					
施設設備の点検	☐ 異常なし ☐ ガラスを破損した(学校へ連絡済・連絡未) ☐ 設備()をき損した(学校へ連絡済・連絡未)					
清掃・後片付けの確認	☐ ゴミ類の後始末 ☐ グランドの整備 ☐ 使用施設の清掃 ☐ 施 錠					
その他 (連絡事項)	☐ 消毒の確認 消毒箇所・消毒方法など、各学校の対応に準じ、適切に消毒を行いました。 ☐ 感染症対策 「学校施設開放における感染症対策(確認書)」に基づき、感染症対策を講じた上で、学校施設を利用しました。					

※ この報告書は、利用後速やかに学校施設開放運営委員会へ提出してください。

市立学校の再開について (令和2年5月21日時点)

市立学校につきましては、本年3月4日（水）から5月31日（日）まで臨時休業としておりましたが、本日開催されました川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、**今月中に国の緊急事態宣言が解除されることを前提として、6月1日（月）から市立学校を再開する準備を始めることを決定いたしましたのでお知らせします。**

<学校再開について>

- ・今月中に神奈川県に対する国の緊急事態宣言が解除された場合には、令和2年6月1日（月）から、市立学校全校において段階的に教育活動を再開
- ・なお、緊急事態宣言等が延長された場合には、当該宣言等に定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定です。

<学校再開に向けた基本的な考え方について>

- ・学校再開に当たっては新型コロナウイルス感染症が終息するまで、**相当の長期にわたってウイルスと共存していかざるを得ないという認識に立ち、実施可能な教育活動を段階的に開始**していくことで、**子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を、可能な限り図っていく。**

<今後の想定スケジュールについて>

- ・5月25日（月）～5月29日（金）：児童生徒の状況把握（登校日、家庭訪問、電話連絡等）
- ・6月1日（月）～6月12日（金）：分散登校期間
- ・6月15日（月）～7月31日（金）：通常登校（給食有り）
- ・8月1日（土）～8月16日（日）：夏季休業
 - ※ うち、8月3日（月）～8月7日（金）は、各学校での補習等、学習補充奨励期間とする。
- ・12月26日（土）～1月4日（月）：冬季休業

<感染拡大防止に向けた主な取組について>

- ・換気の徹底、マスクの着用、手洗い等の励行
- ・発熱等の健康状態の把握、自宅休養の徹底
- ・学校行事の精選、開催方法の工夫
- ・異学年交流の見直し
- ・特別教室の利用抑制（使用する場合は、消毒の実施等）
- ・給食実施の配慮（配膳時の衛生管理の徹底等）
- ・学校の臨時休業ルールの方針・運用
 - ⇒ 児童生徒又は教職員が感染... 原則当該校を2週間の臨時休業
 - ⇒ 児童生徒又は教職員が濃厚接触者... 原則当該児童生徒又は教職員を2週間の自宅待機
- ・共用スペース、ドアノブ等の定期的な消毒
- ・部活動の段階的实施、活動方法の工夫（6月15日を目途に実施可能な活動から段階的に再開）等

【問合せ先】

川崎市教育委員会事務局
学校教育部指導課 細見、猫橋
電話：044-200-3284、3318

市立学校の再開に向けて

市立学校が3月4日に臨時休業となってから、約3か月が経過しようとしています。この間、保護者の皆さまや子どもたちには、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休校や外出の自粛要請にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

この度、5月末日までに国の緊急事態宣言が解除されることを前提としてではありますが、6月1日から市立学校を再開する準備を始めることとしました。もちろん、宣言が解除されても、新型コロナウイルスの感染リスクがゼロになった訳ではありません。最近よく「アフターコロナ」という言葉を耳にしますが、私たちはその時期を迎えるまで、ウイルスと共存していかざるを得ません。一方で、単に学習が遅れていることに止まらず、伸び伸びと遊んだり、友だちと学び合う機会が無くなるなど学校の臨時休業を続けることによる子どもたちの心身の問題を含めたリスクも顕在化してきています。このような状況の中でありますので、感染リスクを減らす手立てをしっかりと講じたうえで、学校を再開することとしました。

まず、5月下旬から家庭訪問や電話連絡などで子どもたちの状況を把握する準備期間を設けます。その上で、6月1日からは分散登校の期間とし、6月15日から通常登校として給食も再開する予定です。分散登校期間中は、子どもたちの下校時間が通常より早くなる関係で給食がありませんので、ご理解をお願いいたします。中には、「当面は、どうしても感染が心配で学校に行かせたくない」という思いを抱かれる保護者がいらっしゃると思います。そうした場合には欠席扱いにせず、家庭学習の課題を提出していただくなどの柔軟な対応をしたいと考えています。

さらに、夏休みは16日程度、冬休みは10日程度と例年より短縮するとともに、夏休み期間中には各学校で補習等を実施し、臨時休業による影響を取り戻していきます。また、令和5年度までの当初計画を前倒しして今年度中には市立学校の全ての子どもに1人1台のパソコンを用意して、学習環境を整えていく予定です。

学校再開後も、新型コロナウイルス感染症については、通常のインフルエンザより厳しい基準で臨時休業を行うなどして、感染拡大の抑止をしていきます。感染リスクをゼロにはできない中での再開は様々なご意見があると思いますが、子どもたちの学び保障と感染リスクを最小限に抑えることの両立に向け、保護者の皆さまと共に課題を共有しながら、川崎の子どもたちのために最善の選択をしたいと思いますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年5月21日

川崎市長 福田 紀彦

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



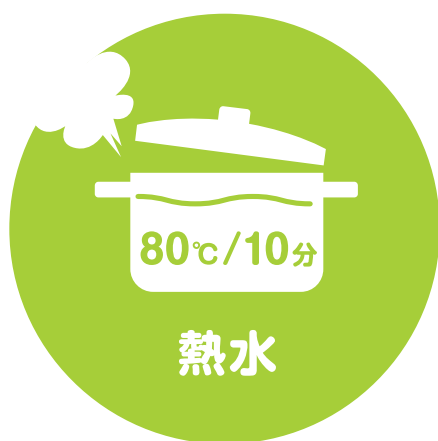
手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から 3 ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）

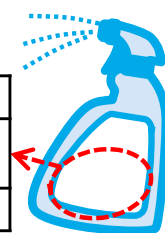
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

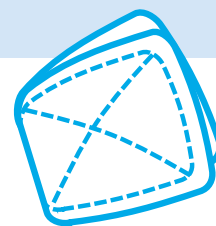
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミノオキシド）、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月28日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

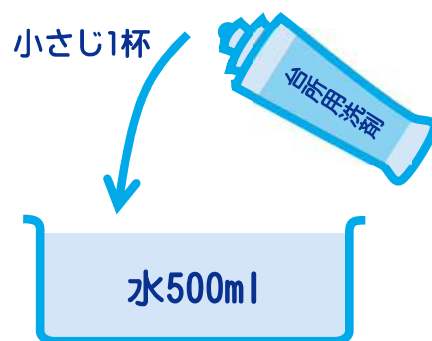
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



これから暑い日が続きます。これまでの新型コロナウイルス感染症対策とあわせて、熱中症予防対策が必要となります。特に、これまでの外出自粛の影響により、体力の低下や暑さに慣れていないこと、そして、マスクをつけてスポーツを行うと熱放散が妨げられることから、通常よりも熱中症のリスクが高くなりますので、より注意が必要となります。

なお、このメッセージは各地で徐々にスポーツ活動が再開される状況に対するものです。

スポーツ活動再開時の 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ医・科学委員会委員長 川原 貴

新型コロナウイルスの感染経路は、飛沫感染と接触感染だと考えられています。そのため、スポーツ活動時の対策としては、いわゆる三つの密を避けることはもちろん、次のことが重要です。

- ・ 周囲の人と距離を空ける
- ・ こまめに手洗いあるいはアルコール消毒を行う
- ・ スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する



①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



出典：首相官邸HPより

(注) 掲載内容については、現段階で得られている知見等を踏まえ、取りまとめています。今後、新たな知見等によって、適宜見直しが行われることがあることを予めご了承ください。【令和2年5月25日更新】

スポーツ活動の再開時は、以下についての配慮が必要となります。

1) 体力低下と暑熱順化に配慮する ※1

これまでの外出自粛の影響により体力が低下していること、暑さへ慣れていないことが想定されます。これらは熱中症発症のリスク要因となるため、スポーツ活動を再開する場合はくれぐれも無理のないよう慎重に、運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心がけてください。

※1 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（日本スポーツ協会）

熱中症予防対策としては、基本的にはこれまでと同じです。スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものです。熱中症予防の原則として「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」としてまとめています。

<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide01>



※2 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会）

新型コロナウイルスへの感染防止策として、1) スポーツの種類に関わらず、スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離を空けること、2) 直前の体調を確認すること（検温、症状の有無など）、3) スポーツ活動中以外についてはマスクを着用すること（スポーツ活動中は参加者等の判断による）などが定められています。

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>



※3 学校の体育の授業におけるマスク着用必要性について（スポーツ庁）

体育の授業においては、熱中症等の身体へのリスクを考慮し、児童生徒の間隔を十分に確保することや、不必要な会話をしないなどの対策を講じれば、マスクを着用する必要はないと提示されています。その他、授業前後の移動中にはマスクを着用することや、教師は原則マスクを着用することなどの感染症対策についてまとめられています。

https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf



「N95」などの医療機関で使用される高機能マスクは通気性が悪く、スポーツ活動時の使用は勧められません。飛沫の拡散を予防することが目的となるため、普通のマスクで結構です。あるいは、マスクの代用としてネックゲイターやバンダナで顔を覆うなど工夫してください。疲れたらマスクを外して休憩を取りましょう。

